

三沢市第4期障害福祉計画（素案）へのご意見を募集します

障害者を取り巻く制度や環境は、近年大きく変わってきています。中でも大きな制度改正は、平成18年10月、「支援費制度」に代わり、精神障害者を含めて身体・知的・精神の障害種別にかかわらず共通の制度によりサービスを実施する「障害者自立支援法」が施行されたことです。

本市においても、この施行に伴い、平成19年3月に「三沢市障害福祉計画」を策定し、障害者の自立に関する数値目標を定めるとともに、その達成に向け、障害者が地域で自立して暮らせる環境づくりへの取り組みを進めてまいりましたが、2度目の見直しを経て策定した「三沢市第3期障害福祉計画」が、今年度をもって計画期間を終了することになっています。

また、この間に国においても、平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」を公布し、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを実施するなど、様々な改正を行っています。

これらの状況を踏まえ、市では、第3期計画を見直し、新たに「三沢市第4期障害福祉計画」（計画期間：平成27年度～平成29年度）を策定し、今後の障害者福祉のより一層の推進を図って参りたいと考えております。

つきましては、現在までに作成いたしました計画案を市民の皆様にご覧いただき、広くご意見拝聴いたしたいと思っておりますので、三沢市が、“障害者が安心して暮らせる共生のまち”となるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

【 応募方法 】

①氏名 ②年齢 ③性別 ④住所（法人は名称と所在地）⑤電話番号

⑥三沢市第4期障害福祉計画（素案）に対する意見を明記して、Eメール、FAX、郵送でお送り下さい。

※様式は、ファイルに添付しています意見書に記入の上、提出をお願いします。

※『三沢市第4期障害福祉計画（素案）』は三沢市ホームページ、市役所1階の情報公開コーナーと三沢市総合社会福祉センター1階の家庭福祉課でご覧いただけます。

【 募集期間 】

平成27年2月6日（金）～平成27年2月20日（金）**必着**

【 応募・問い合わせ先 】

住所 〒033-0011

三沢市幸町3-11-5 三沢市総合社会福祉センター1F 三沢市家庭福祉課

TEL：0176-51-8772 FAX：0176-53-2266

Eメール：katei@city.misawa.lg.jp